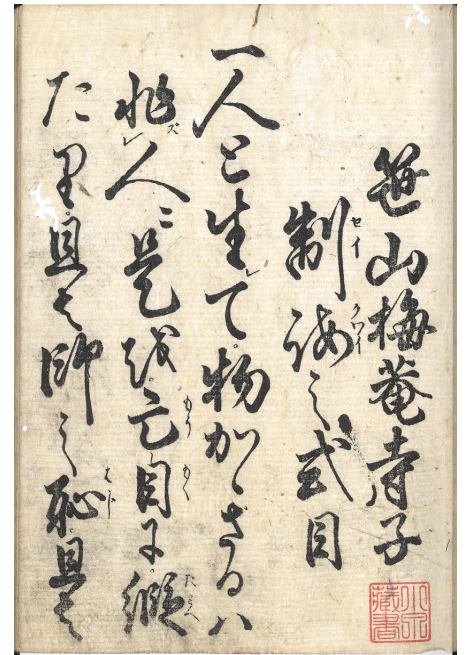


【読楽】042 「寺子制誨之式目」を読む

「寺子制誨之式目」諸本

①**手習仕用集**【作者】笹山梅庵(大海堂)作・書。【年代】元禄6年(1693)書・刊。
[江戸]万屋清兵衛ほか板。

【概要】特大本2巻2冊(後に2巻合1冊)。「大坂高麗橋筋西十一丁目」で寺子屋を営んでいた笹山梅庵が門下の児童のために筆道の要諦を記した筆道入門書ならびに書道手本。梅庵門下で本書を望む者が多かったために上梓に及んだという。筆道全般の知識・心得や技術的な要点を述べた条々や消息・詩歌を載せる。上巻には執筆法を始めとする筆道の基本に関する条々と字画等の筆法を示した「格法七十五字」、下巻には「忍返筆法伝授」以下の条々と新年状・種々拝領の礼状(披露状)など7通の消息文と詩歌数編を載せる。本書は元禄8年に笹山梅庵の寺子屋規則たる『手習新式目』1巻を合わせた3巻3冊本として再刊。さらに、享保6年(1721)刊『初学用文筆道往来』、延享元年(1744)以前刊『寺子入木鈔』、明和4年(1767)頃刊『四体千字文国字引』、『本朝法帖』を合わせた4巻4冊本の『筆道稽古早学問』が寛政2年(1790)頃に刊行された。



②**手習新式目**【寺子制誨之式目】【作者】笹山梅庵(大海堂)作・書。【年代】元禄8年(1695)刊。[江戸]万屋清兵衛板。

【概要】大本1冊。大坂の寺子屋師匠・笹山梅庵が元禄8年5月に綴った寺子屋規則を書道手本にしたもの。「一、人と生て物かゝるは非人。是を亡目に縦たり…」のように、無筆の恥を強調する第1条から始まる37カ条と後文から成る教訓で、寺子屋内での学習態度を始め、師・親・友人等との関わりにおける諸教訓にも説き及ぶ。後文では、以上の条々は単に記憶すればよいというものではなく、「心に哲し、身に守る」ことが大切なこと、片時も怠ることなく手習いの稽古に出精すべきことを諭す。先に元禄6年6月に刊行された『手習仕用集』2巻に本書を加えた3巻本として元禄8年に刊行されたのが最初。その後、本書の巻頭に前付10丁を増補した『〈新增〉寺子入木鈔〈并新式目〉』が延享元年(1744)以前に刊行されたほか、前付のない改題本『寺子新式目』も天明8年(1788)に刊行。

③**〈新增〉寺子入木鈔〈并新式目〉**【作者】笹山梅庵作・書。【年代】延享元年(1744)以前刊。刊行者不明。

【概要】大本1冊。「字形」および「笹山梅庵寺子制誨之式目」から成る手本。元禄8年刊(1695)『手習仕用集・手習新式目』から『手習新式目』を独立させ、その冒頭に「字形」を合綴したもの。「字形」は「月・年・行…」などの漢字を大字・3行(1行4字)で掲げて、点画等の名称や形を示した往来。後半の「式目」は『手習新式目』に同じ。謙堂文庫本に「延享元年」の書き入れがあるため、初刊はそれ以前。また、本書から「字形」等を省いた『寺子新式目』が天明8年(1788)に刊行。

④**筆道稽古早学問**【作者】笹山梅庵・寺田正晴原作。【年代】寛政2年(1790)頃刊。[大阪]吉文字屋市兵衛板。

【概要】大本4巻4冊。「手習仕用集」「筆道訓」「手習新式目(笹山梅庵寺子制誨之式目)」ほかから成る。『大阪出版書籍目録』によれば、『筆道入木抄(寺子入木鈔)』『初学用文筆道往来』『本朝法帖』『四体千字文国字引』を集めて4巻本に改編したもの。第1巻は、享保6年(1721)刊『初学用文筆道往来』の序文・前付記事と本文「筆道訓」を中心に採録し、巻末に延享元年(1744)以前刊『寺子入木鈔』前付記事の「字形」を合綴。第2巻は、元禄6年(1693)刊『手習仕用集』上巻(筆法の条々と「格法七十五字」と同じ。第3巻は、前半部が『手習仕用集』下巻(「忍返筆法伝授」「消息・詩歌」)で、後半部が元禄8年刊『手習新式目』。第4巻は、前半部が『本朝法帖』(詩歌および「瀟湘八景詩歌」)で、後半部が明和4年(1767)頃刊『四体千字文国字引』。すなわち、笹山梅庵作『手習仕用集』に、寺田正晴作『初学用文筆道往来』の一部を増補し、さらに『本朝法帖』と『四体千字文国字引』の2本を合わせて4冊本にしたもの。

⑤**〈幼童児女〉寺子式目〈諸国名所入〉**【作者】笹山梅庵作。西川竜章堂(美暢)書。【年代】天保6年(1835)刊。[大阪]河内屋太助ほか板。

【概要】半紙本1冊。笹山梅庵の寺子屋規則、いわゆる元禄8年(1695)刊『手習新式目(笹山梅庵寺子制誨式目)』の本文に、(1)「大やまと名所たつぶみ豎文」、(2)「都路名所豎文」、(3)「和歌名所豎文」の地理科往来3編を合綴した往来。なお、巻末の「御条目の写」は、伝徳川頼宣作、万治3年作『父母状』とほぼ同文。

「寺子制誨之式目」を読む *読楽箇所=本文全文

*まず、下線部【1】～【20】と波線部の読み方を考えてみましょう

笹山梅庵寺子制誨之式目 *元禄板系統本による。返り点等は省略、送り仮名は平仮名に統一したほかは原文通りとした。

手習心得17条 *主に寺子屋内での心得

【1条 手習心得①】

一、人と生れて物かゝざるは非人。是を亡目に縦たり。且は師之恥、且は親之恥、都而其身之恥辱也。三ッ子之心百までと云り。志を起、此恥を不忘、手習¹⁾可被精出事。

【2条 手習心得②】

一、善悪は友によるの間、相互に行義を嗜、悪事に萌気情^{*1}を我と^{*2}責臥て、筆法に心を移ならひ²⁾可被申事。

【3条 手習心得③】

一、机に懸りて無益之雑談、或は欠気し延し、或は居眠、鼻を啜、紙を噛、筆之管を嘸、不習人を手本とする事、極悪人之所業也。人は兎もあれ角もあれ、其身は神妙に心を止、一字一字によく見入習可被申事。

【4条 手習心得④】

一、早書急度令制禁候。惣而、氣之短き者之名人と成たる様(例)なく候間、文字律儀に丸く、静に書習可被申事。

【5条 手習心得⑤】

一、卓に泥、臂を附、指先計(斗)にて陝書^{*3}し、或は浮虚にて気楽に書候ては、手跡上る物にて無之候。筆之持様など違不申候様に、字毎に心を碎、筆情(筆勢)慥に書習可被申事。

【6条 手習心得⑥】

一、筆紙を放埒^{*4}に致し候者は、手揚兼申候。損たる古毫(古筆)なり共大切につかふ人は、手跡早くあがり候間、筆扱に心を³⁾可被附事。
附り、白き紙を清書等之外に猥に剪割、費なる儀に遣捨候儀、⁴⁾堅令停止候事。

【7条 手習心得⑦】

一、其身の居候廻りに反古等⁵⁾不可取散。卓の上、硯・文庫之内迄奇麗に可取置。且又、墨・筆翻散候はぬ様に⁶⁾可被致事。

【9条 手習心得⑧】

一、悪腕に徳ある事なし。戯の座興長(高)じて鬪諍と成候。唯常に我身の誤を顧、慎肝要に候。且又、相撲・腕押・臍押・枕引等、児童に不似合力業、堅く無用に候事。

【11条 手習心得⑨】

一、心入之悪敷者之能物書事なし。先、両親を崇、師匠を尊、兄を敬、弟を恵より人の道は発事に候へば、礼義を正し、友達中えも詞葉づかひ以下、随分慇懃に可被申事。

【12条 手習心得⑩】

一、先、心を奇麗に持を以本とす。人の道を学に寺に来る身として、足は泥に穢、両手は墨に染、面体の反古に似たる有様は⁷⁾ふ嗜成非物哉。人之悪を見て我身を省、其身を慎可被申事。

【17条 手習心得⑪】

一、寒と卑隋涙(饑)を堪忍して不習ば、手跡あがり不申候間、溢而不可飽食。且又、心之卑敷

*1 気情=気情は「意地を張ること。気力で耐えること」の意味。ここは「氣勢」(意気込んだ気持ち。勢い)に近い意味。

*2 我と=自ら。みずから厳しく戒めて。

*3 せせる=いじる。もてあそぶ。「せせり書き」は、ふざげ半分を書くこと、いい加減に書き散らすこと。

*4 放埒=勝手気ままに振る舞うこと。ここでは、気ままに扱うこと。

事、口より露候へば、随分長鋪(大人敷)相嗜、人之手より不与ものは不可食事。

[21条 手習心得⑫]

一、車は三寸の轄を以て千里を行^{*5}、人は舌三寸を以て五尺の身を損^{*6}。鳥の色の黒きは憎者なし。口の姦敷きを憎。是を以可知。無益の雑言、放言^{*7}、高咄は乞食・非人之境界^{*8}ぞと⁸可被心得事。

附り、不問語・告口・差出口・根問・陰言・詞葉咎等、急度令停止候。惣而人に恥を与る宛言^{*9}・耳研^{*10}等は悪人之所好にて候事。

[30条 手習心得⑬]

一、女子或は己より年の劣たる者を呵責^{*11}、争論仕懸候輩は寺子とは難申。偏に人に似たる畜類と可存事。

[31条 手習心得⑭]

一、縦令、如何様之珍事有之候共、何も一度に不可立騒。勿論、小用等にも代々立可被申事。

[33条 手習心得⑮]

一、「人人、人人。人人、人人」と申事候ば、諸人を敬、殊に弟弟子をば随分取立^{*12}候様に⁹養育可被仕事。 *波線部は何と読むでしょうか？

[35条 手習心得⑯]

一、他人より己が手跡、いか程勝り候共、謙下して自慢・高慢之心不可持。幼少之時、纔も此心候へば、成人之後、大きな立身の障と成候事。

[36条 手習心得⑰]

一、「七尺避而師の影を不踏」「一字の恩に舌を抜^{*13}」と云り。主・親・師匠に向而一言も口答不可申。制訓の趣厚信じ、弥、人之道の重事を尋問可被申事。

生活心得13条 *主に家庭内の心得

[8条 生活心得-身嗜み①]

一、着物之破・綻、為穢が見苦しきよりも、其子の心座間(心様)の破たる所被察、みるも右流左之。常々物静に、衣類等暴(損)不申候様に相嗜可被申事。

[13条 生活心得-身嗜み②]

一、寺子之髪の不損、前を能合て帯の結め正敷、齒の白きは器量、師匠・親の心配(心延)迄も被察者也。互に此段心を附、無単袴^{*14}なる身もち¹⁰被致間鋪事。

[15条 生活心得③]

一、賢過て物毎偽を云は、11)可成盗人瑞相^{*15}なり。仮染の一口も虚言不被申、且又、

*5 車は三寸の轄を以て千里を行く=車は三寸の轄を以て千里を駆く。『淮南子』の言葉。長さ三寸程度のものでも、これがなければ車は走ることができないということから、物事の重要な部分をいう。轄は車輪の留め金。

*6 人は舌三寸を以て五尺の身を損なう=わずかに三寸しかない舌が、五尺ある体を滅ぼしてしまうのは、不用意な発言のためである。災いを招かないためには口を慎めという戒め。

*7 放言=思ったままを言い放つこと。また、不用意になされる無責任な発言。

*8 境界=精神・感覚の動きによりもたらされる状態。境地。

*9 宛言=当てこすり・皮肉。

*10 耳研=耳打ち。人の耳もとで小声でささやくこと。

*11 せびらかす=からかう。いじめる。

*12 取り立てる=特に目をかけて重要な位置につかせる。引き立てる。

*13 一字の恩に舌を抜く=出典・意味不明。「舌を巻く」なら、「一字の恩にも感嘆する」で意味が通りやすいが、一字を教わった師恩の重さに対する語句と見なせるので、「一字でも恩を受けた師に対しては口答えをしてはならない」と訳しておく。

*14 無単袴=(徳島・高知などの方言で)不恰好。(石川・福井などの方言で)汚い、不潔。*全国方言辞典

*15 瑞相=兆し。前兆。

すこしのものなりともぎれごと
少之物成共左礼事(戯事)にも不可隠事。

[16条 生活心得-飲食④]

一、人之奢は口より生ず。朝夕の食物、何成共、人之与うるものを喰、食好・二言辞^{*16}少も不可被申。尤、買喰等之陋沙汰承及候ば、永く見限可申事。

[18条 生活心得-飲食⑤]

一、懈者は食を急。「為疲猿の木の実を如食」と古語に見えたり。不情(無精)成子之癖として、食事に無遣背^{*17}、又、12)無呑度湯茶を好み、無居度小用に立ち、物に加合附て遊狂ふ。其心之蓬賤き事、縦るに物なし。嗜て尋常^{*18}に恥を知可給事。

[19条 生活心得-飲食⑥]

一、子共の菘蕩を呑、酒を飲、好而湯水を細々(再々)呑候者を可愛がる人無之候。人に憎まるゝ者は終に蒙天罰、13)被為愛人輩は神明の預加護事目前に候。是に不限、人之憎を請候儀、少にても被致間鋪事。

[20条 生活心得⑦]

一、欲物は、品により物により14)可被致所望候。白紙一枚成とも、其仁に隠し盗取被申候ば、生前之可致恥辱^{*19}事。附り、於友達中、不依何売買堅く令停止候。其外、幼少之子共に物貰候儀も、可有遠慮事。

[22条 生活心得⑧]

一、寺に来ては、宿の良からぬ事を白地に語り、宿所に帰ては、己が悪事を掩為陰、寺をあしぎまに沙汰する事、無情^{*20}なる子共之常にて候間、一口よりつゝしみ可被申事。

[23条 生活心得⑨]

一、人は手もと・足もとに気を付る事肝要(に)候。僮相に走歩行候へば、不計過出来候条、立廻り、戸之明立(開閉)、道具之取直し迄物閑に、筋道不違様にと可被心懸事。

[24条 生活心得⑩]

一、縦初にも他人之草履・木履不可履。第一之ぶ躰なり。万一似たる故に誤候ば、断を立て、急度侘言可被仕事。

[26条 生活心得⑪]

一、堂塔其外、宿にても寺にても落書堅令制禁候。且又、徒に障子を破り、柱に疵を付、畳等汚候ば、15)可重其罪事。

[32条 生活心得⑫]

一、両親には出るを告て、帰るを知すべし。進退は師命に随ふべし。万一、師の家を売て^{*21}、他方に遊興せしむる輩、言語道断に候事。

[37条 生活心得⑬]

一、善を積ば福を得、悪をなせば禍来る。人として孝を思はざるは畜生也。道を信ぜざるは木石也。此教訓之愚(疎)に存不用不信輩、恥を重、名を降し、身の立所を失、後悔16)可為眼前。是を則、天罰とは申候事。

*16 二言辞=自言辞。あれこれ言うこと。

*17 遣背=遣る瀬。施すべき手段。

*18 尋常=(原本は「ぶじょう」と読ませる)当たり前。普通。

*19 生前の恥辱=生き恥。

*20 無常=思いやりの無いこと。人間らしい感情が無いこと。

*21 売る=ここでは「別の目的に利用する。口実にする」意。師匠の家に行くという口実で、よそへ遊びに行くこと。

[10条 戸外心得①]

一、堀端・川端・井之本・縁際・石壇・登台・総(摠)而危所にて狂候事、大不孝にて候。其上、身を毀、不傷を孝之始と申候間、身持自在に無之様に相嗜可被申事。

[27条 戸外心得②]

一、諸勝負・宝曳^{*22}・穴一^{*23}等一銭事より人の心は賤成候間、堅く令停止^{*24}。乍去、正月十五日より内は品により少々可致用捨事。

[28条 戸外心得③]

一、人之見世(店)、或は門前に立寄、物乞、葉売等を見物して、往還共に致道草、師匠・親の名を貶輩、以之外之¹⁷⁾可為不覚事。

[29条 戸外心得④]

一、人はしらじと、夜中、野離^{*25}或は道辻^{*26}にて小歌・浄瑠璃・高念仏、大声上て世に不憚輩、俗性^{*27}も推被計、聞にくき物に候。人之不見不聞所は一入慎可被申事^{*28}。

[14条 交友心得①]

一、友達は兄弟とおなじ。魚と水とのごとく中(仲)能交、万事、為人能様にと可被心掛事。

[25条 交友心得②]

一、無理・非道之悪友には兼々^{*29}不可親。若立交候共、物毎不障様に挨拶¹⁸⁾可被致候。「垣と鬪諍、独不成^{*30}」と云り。万一、峯合、張合、及争論輩は双方之¹⁹⁾可為越度(落度)事。

[34条 交友心得③]

一、世話に「若木の下は笠を脱」と申し、「氏より生育」とも申候へば、悪敷友達成共、強に不可憎。却而害と成る事有之。「我よきに人のあしきがあらばこそ」と読し歌も候へば、悪しき友も、麻の中の蓬^{*31}と成候様に恥しめ^{*32}、諫言を加へ可被申事。

後文

右、此条々、耳に覚、口にいふを能とはせず。唯氣に令懲^{*33}、心に哲し、身を守るを以て要とし、成人之後、意味の深事を可被察也。「栴檀は二葉の時より馥しく^{*34}」、「迦陵頻^{*35}といふ鳥

*22 宝曳=宝引。橙の実の付いた縄を引いた者に商品を与えた福引き。

*23 穴一=地面にあげた小穴に銭や小石を投げ入れる賭け事。

*24 おわんぬ=「畢ぬ」「了ぬ」「訖ぬ」などの表記がある。「終わった」「…してしまった」の意。

*25 野離れ=人家から離れた野原。

*26 道辻=道が十字になっている所。十字路。

*27 俗性=俗姓。家柄。素性。

*28 このような心掛けを「慎独」という。→ 中国の古典『大学』『中庸』などにみえる儒家の実践命題。人のいないところでも身を慎み、人倫の道を守っていくことをいう。宋学の「居敬」にもつながるものであるが、特に明末の陽明学者劉宗周は、当時の士大夫層に必要な個人修養の徳目として強調した。

*29 兼々=前もって。

*30 垣と鬪諍、独り成らず=垣根を作るのも、喧嘩をするのも一人ではできない。

*31 麻の中の蓬=《「荀子」勸学の「蓬麻中に生ずれば扶(たす)けざるも直し」から》蓬のように曲がりやすいものでも、まっすぐな性質の麻の中に入れて育てば曲がらずに伸びる。人は善良な人と交われば自然に感化を受け、だれでも善人になるというたとえ。麻につる蓬。

*32 恥しめる=恥ずかしめる。侮辱する。ここでは「恥をかかせて、反省させる」という意味合い。

*33 懲らしめ=二度とやるまいと思わせ。

*34 栴檀は双葉より芳し=「栴檀」とは白檀のこと。白檀は香木であり、双葉のときから非常によい芳香を放つことから、すぐれた人物は幼少時代から他を逸したものを持っているということ。

*35 迦陵頻伽=仏教で説かれる想像上の鳥で極楽浄土にすみ、妙声をもって法を説くといわれ、人頭鳥身の姿に表わされる。

は卵の内より『蒙求』を囀もちぎゅう さえずる*36」と云り。流石さすがなる人之子と生れ、徒に手足を延し、能もなく、無芸、不孝・不義の名を蒙り、諸人に嘲れん事、生々世々あざけら*37の恥辱也。一代之高名と不覚は、面前、今日あるに有事しるを識べし。

人の放心を納め、身を立、道を得る事、手習より善よきはなし。但し、懈おこたる心は出来易く、習ふ心は妨易し。水流れて止やまざれば、大海ことわりとなる理いちじつを得心して、一日も片時も止事へんじなかれ。仏と成り、神と成り、聖賢に至るの道も、物書ものがくより起り、一天四海の善行ただ、唯一筆こもに籠れりと、明あきらに知止しりとどまて20)可被致修行事肝要くだんのごとしなり。者ていれいば*38、制誨之式目如件。

元禄八乙亥五月三日

大海堂 梅庵(花押)

植て見よ花のそだゝぬ里もなし 心からこそ身は賤しけれ
てならひをはなの蕾つぼみにたとへけり こゝろの奥をかくれ家にして
おりおりにあしきをすつる心あらば 後悔ほどの学文はなし



*36 『蒙求』を囀る＝一般的な俚諺では「勸学院の雀は蒙求を囀る」(勸学院にすむ雀は、学生が「蒙求」を習うのを聞いて、それをさえずる。日常慣れたしんでいることは自然に覚える)。「蒙求」は、中国、唐代の教科書。李瀚(りかん)の作。経史中から故事を採り、569事項を歌いやすく覚えやすいように4字句の韻文にし8句ごとに韻を変え、子どもの教訓書とした。

*37 生生世世＝生まれ変わり死に変わりして限りなく多くの世を経る意。現世も来世も永遠に。いつまでも。

*38 ていれいば＝「てえれば」とも、というわけで。しかれば、されば。

元禄板と天保板の相違点

* 赤字は元禄板の文章との相違点。[] は大幅に変更した部分

[7条 手習心得⑦] * 三次本画像8コマ

- 一、其身の居候廻りに[手習いたし候時、取散べからず]。卓^{つくえ}の上、硯・文庫之内迄^{まで}奇麗に取置べし。
且又、墨・筆^{まきちらし}翻散候はぬ様に可被致事。

[13条 生活心得-身嗜み②] * 三次本画像13コマ

- 一、寺子之髪[は損ぜざる様、着物は裾]を能合^{もすそ}て帯の結[びを正くすべし]、歯^{いかめしく}の白さは器量、~~師匠~~
~~親の心配(心延)迄も被察者也。互に此段心を附、無単袴なる身持被致まじき事。~~

[26条 生活心得⑩] * 三次本画像23コマ

- 一、堂塔其外、宿^{やど}にても寺にても落書堅[く無用に]候。且又、徒に障子を破り、柱に疵を付、畳
等汚候ば、[不埒之至に候]事。

[27条 戸外心得②] * 三次本画像24コマ

- 一、諸勝負・宝曳・穴一^{ほうびき}等一^{あないち}銭の事より人の心は賤^{せう}く成候間、堅く[可慎事]。~~乍去、正月十五日~~
~~より内は品により少々可致用捨事。* 寺子屋の正月の書初でも、余興に宝引(福引)がしばしば行われた。~~

[37条 生活心得⑬] * 三次本画像31コマ

- 一、善^{つめ}を積ば福^{さいわい}を得、悪^なを作せば禍^{わざわい}来る。人として孝を思はざるは[畜類に等し]。道を信ぜざるは木石[に不異]。是則、教訓之道理也。能々不^{いわず}弁^や輩^はは、蒙^{かきね}天罰。況^く]恥^はを重、名^なを降し、身^みの立
所^{うしな}を失、後悔可為眼前事。~~是を則、天罰とは申候事。~~

巻末「御条目之写」

* 万治3年作、伝徳川頼宣作『父母状』とほぼ同文。

【孝行】

【法度遵守】

【分限・儉約】

【家職出精】

【正直】

以上を、常々下々(子弟や家来)に
言い聞かせよ。

